

# 日本徒手療法学会会則

## 第1章 総則

### 第1条:名称

本会は日本徒手療法学会(Japanese Society for Manual Therapy)略称、JSMTと称する。

### 第2条:事務局

本会は徒手理学療法研究所のもと、事務局は理事会の議により定めた場所に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条:目的

本会は理論的・科学的な徒手療法の知識・技術を伝達し、臨床研究の進歩・発展を目的とする。

### 第4条:事業

本会は第3条:の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)学術集会の開催
- (2)機関誌の編集・発行
- (3)国際徒手療法連盟加盟
- (4)徒手療法ガイドラインの作成
- (5)その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### 第5条:会員の種類

本会の会員は正会員および特別会員とする。

- (1)正会員 本会の目的に賛同し、徒手療法に興味ある理学療法士  
または作業療法士
- (2)特別会員 徒手療法認定試験に合格し、現在および将来にわたり本会の発展に寄与する理学療法士

- (3) 名誉会員 本会発展のために、顕著な貢献をした正会員、外国人理学療法士のうちから、会長が推薦し理事会で承認された理学療法士

第6条：入会

正会員並びに準会員になろうとするものは、所属機関、姓名を記し、当該年度の会費を添えて本会事務局に申し込む。

第7条：退会

次の項目に該当するものは退会とする。

- (1) 退会の届を出したもの
- (2) 会費を滞納したものが2年を超えて滞納したもの
- (3) 本会の運営に支障を与えるもの

第8条：除名

次の項目に該当するものは退会とする。

本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為のあった場合、理事会は会員を除名することができる。

## 第4章 役員，評議員

第9条：役員

本会には、次の役員を置く

- (1) 理事7名(うち理事長1名)
- (2) 監事2名

第11条：役員を選出

- (1) 理事および監事は、理事会で選任する
- (2) 特別会員、名誉会員は理事会で選任し、会員に報告する
- (3) 会長は、理事会において理事の互選において選出する
- (4) 会長は、副会長を1名指名できる

第12条：役員の仕事

- (1) 会長は、会務を統括し本会を代表する
- (2) 理事は、理事会を組織し重要事項を審議、決定する
- (3) 監事は、本会の会計および会務を監査する

- 第 13 条: 役員の任期は次の通りである  
役員の任期は 1 期 2 年とし, 再任は妨げない  
但し, 連続して 2 期 4 年を超えることはできない

## 第 5 章 委員会

- 第 14 条: 委員会  
理事会は必要に応じて委員会を設けることができる

## 第 6 章 会議

- 第 15 条: 理事会  
理事会は会長がこれを招集し, 主宰する
- 第 16 条: 総会
- (1) 総会は正会員をもって組織する
  - (2) 総会は年 1 回学術集会開催中に開催する
  - (3) 総会の議長は会長の指名したものである
  - (4) 臨時総会は必要に応じて, 会長がこれを召集できる

## 第 7 章 学術集会

- 第 17 条: 学術集会または症例検討会
- (1) 学術集会または症例検討会は年 1 回開催し, 学術集会展長がこれを主宰する
  - (2) 学術集会展長, 次期学術集会展長は理事会の推薦により, 総会の承認を経て決定する
  - (3) 学術集会での発表の主演者および共同演者は, 原則として本会の会員に限る

## 第 8 章 会費および会計

- 第 18 条: 正会員の年会費は別に定める
- 第 19 条: 本会の経費は会費, および寄付金をもってこれに当てる
- 第 20 条: 本会の目的に賛同する個人および団体から寄付金を受けることができる
- 第 21 条: 本会の収支予算および決算は理事会の決議を経て, 総会の承認を得なければならない

第22条:既納の会費は,これを返還しない

第23条:本会の会計年度は,4月1日に始まり,翌年3月31日に終わる

## 第9章 附則

第24条:本会の改正は理事会において,出席者の過半数以上の同意を必要とする

附記 本会則は,平成20年11月1日から施行する

日本徒手療法学会

(入会資格および年会費に関する細則)

第1条:日本徒手療法学会会則第6条ならびに第18条によりこの細則を定める

(入会資格および手続き)

第2条:正会員として入会を希望する者は,以下の事項を具備することを要する

- 1)日本国の理学療法士登録番号を有すること
- 2)所定の入会申込書に所要事項を記載し,署名して学会事務局へ提出すること

(入会の承認)

第3条:第2条による所定の手続きをおこなった者は,理事会の審議により入会の可否が否決される

(会費の納入)

第4条:年会費は下記の通りとする

正会員:3000円

第5条:会費は,当該年度に全額納入しなければならない

(会員の権利および義務)

第6条:正会員は下記の権利および義務を有する

(権利)

- 1)本学会が刊行する機関紙の優先的頒布を受けること
- 2)総会,学術集会,その他本学会がおこなう事業への参加ができること
- 3)機関紙への投稿,学術集会への出題・応募ができること
- 4)セントオーガスティン大学主催の講習会を優先的に受講できること
- 5)本学会が発行するポイントカードを利用できること(5,000円)で1ポイント

捺印、30ポイントで10,000円割引)

ポイントカード詳細内容

- ・ポイントカードは会員の方にのみ有効です
  - ・ポイントの利用はご本人様に限定させていただきます
  - ・ポイントカードには必ずご署名をお願い致します
  - ・ポイントカードは会員継続している限り、無期限に使用可能です
  - ・日本徒手療法学会・St.Augustine 大学主催の講習会を対象に10,000円引きの特典あります
  - ・ポイントの換金はできません
  - ・年会費3,000円をご入金頂きますと、その時点から年度内(3月31日まで)が入会期間となり上記の特典が受けられます
  - ・受講料をお振込後に入会された場合の返金は致しかねます。
- ご了承ください

(義務)

- 1) 会費を納入すること
- 2) 総会の議決を尊重すること
- 3) 住所、氏名、学会機関紙送付先等に変更がある場合は速やかに事務局へ届け出ること

第7条: 特別会員は下記の権利および義務を有する

(権利)

- 1) 本学会が刊行する機関紙の優先的頒布を受けること
- 2) 総会、学術集会、その他本学会がおこなう事業への参加ができること
- 3) 機関紙への投稿、学術集会への出題・応募ができること
- 4) セントオーガスティン大学主催の講習会を優先的に受講できること
- 5) 本学会が発行するポイントカードを利用できること(5,000円)で1ポイント  
捺印、30ポイントで10,000円割引)

ポイントカード詳細内容

- ・ポイントカードは会員の方にのみ有効です
- ・ポイントの利用はご本人様に限定させていただきます
- ・ポイントカードには必ずご署名をお願い致します
- ・ポイントカードは会員継続している限り、無期限に使用可能です
- ・日本徒手療法学会・St.Augustine 大学主催の講習会を対象に10,000円引きの特典あります
- ・ポイントの換金はできません

- ・年会費 3,000 円をご入金頂きますと、その時点から年度内(3 月 31 日まで)が入会期間となり上記の特典が受けられます
- ・受講料をお振込後に入会された場合の返金は致しかねます。  
ご了承ください

(義務)

- 1) 会費を納入すること
- 2) 総会の議決を尊重すること
- 3) 住所, 氏名, 学会機関紙送付先等に変更がある場合は速やかに事務局へ届け出ること

- 附記 1 この細則の変更は理事会で行い, 総会の承認を要する  
2 この細則は平成 20 年 11 月 1 日より施行する

平成 23 年 11 月 5 日 改定

平成 26 年 4 月 1 日 改定